

議案第20号

財産の貸付けについて

財産を下記のとおり減額貸付けするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

1 減額貸付けする財産

土地 かすみがうら市坂2025番1、2025番2、2039番1、
2039番2、2039番5、2039番10、2039番11、
2039番12、2039番13、2039番14、2042番、
2042番1、2042番3、2042番4、2043番1、2
043番2、2043番3、2043番4、2043番5、20
44番1、2044番2、2044番3、2044番4、204
5番、2045番2、2045番3、2045番4、2046番、
2047番、2047番2、2047番3、2049番1、20
49番5、2050番3、4640番

地籍 22811.56平方メートル

建物

(1) 校舎

構造 鉄筋コンクリート 2階建て

延べ床面積 1,895平方メートル

(2) 校舎

構造 鉄筋コンクリート 2階建て

延べ床面積 599平方メートル

(3) ランチルーム

構造 木造 1階建て

延べ床面積 195平方メートル

(4) プール

延べ床面積 664.75平方メートル

(5) プール付属屋

構造 木造 1階建て

延べ床面積 77平方メートル

2 減額貸付けの相手方

東京都渋谷区代官山町9番10号

株式会社 運動会屋

代表取締役 米司 隆明

3 貸付期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

4 減額後の貸付料

年額1,000,000円

5 減額貸付けの理由

当該財産について、廃校施設の有効活用、地域活性化、市負担経費の削減が図られるため、減額貸付けを行うもの。